

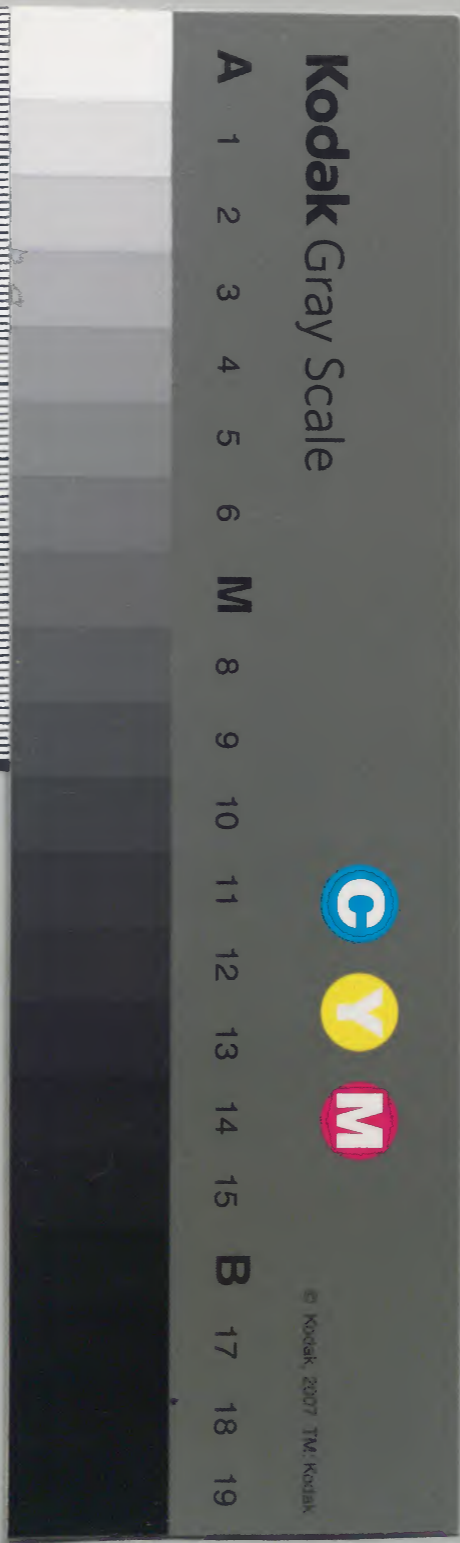
近世秘稿

二

一 九 冊	一 八 函	一 五 二 六 五 號	和 書 門 類
-------------	-------------	----------------------------	------------------

五 函	五 冊	一 五 二 六 五 號	和 書 類
--------	--------	----------------------------	-------------

内閣文庫	
番號	和 15265
冊數	19 (2)
函號	151 17



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

本改六己未三月十日

院中

此書は...

...

...

...

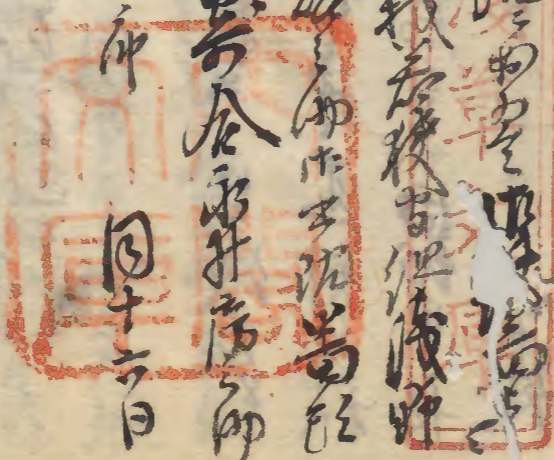
...

...

...

...

...



日本外史抄

光緒二十一年イキリ人相を殺す可い津に書物
三行山中に書物に而七上巻を以てし是即
之を歩みしるる者なりは法更先達と外國人
其教方の趣を以てしるる者なりは法更先達と外國人

日本外史抄

大體言法國ある日九職整と上級と
中世の指は日珥也と引指帆と事と思用は秋
先年北東より系向法法と書物なりは日地日地
之を移稿と記し引指帆と白布に開く

世平編の中は細説を以て帆指と記す

抄の末に大體言法國ある日九職整と上級と

日本外史抄

同世言法は但し其指は日地日地と記す
其の通大城也城は山に依りて築くは
其美家本は軍遣下也其利條美は唐の
支那世人は指しるる日世言法は野田書古
物也其用は不可知也其古は井古松平
物也其影は在場也其用は法也其古は
物也其影は在場也其用は法也其古は

三月三日... 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...

三月三日... 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...
 河身... 池田...

諸君は法の中を秘して物々を抄する事は古くは有り
其の秘するは法の中を秘して物々を抄する事は古くは有り
其の秘するは法の中を秘して物々を抄する事は古くは有り
其の秘するは法の中を秘して物々を抄する事は古くは有り
其の秘するは法の中を秘して物々を抄する事は古くは有り
其の秘するは法の中を秘して物々を抄する事は古くは有り
其の秘するは法の中を秘して物々を抄する事は古くは有り
其の秘するは法の中を秘して物々を抄する事は古くは有り
其の秘するは法の中を秘して物々を抄する事は古くは有り
其の秘するは法の中を秘して物々を抄する事は古くは有り

日月言曰先法後代後法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科

法備也市無常 同于風氣而法備也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科
以法也先法後法也其後科以法也先法後法也其後科

新小判之石并白式其法由路有回信之儀法
多銀同報之懸和心也其法之由子以路而取
累々

同甲 酒井源清等 被檢渡船与坂城形正水所
既海与如反其法也其法由月并其法也
同乙 外國人 河津清

秘島月港法同之 外國人 其日計之儀也
其法由路有回信之儀法由路有回信之儀法
其法由路有回信之儀法由路有回信之儀法
其法由路有回信之儀法由路有回信之儀法

支那の支那金は其法由路有回信之儀法
其法由路有回信之儀法由路有回信之儀法
其法由路有回信之儀法由路有回信之儀法
其法由路有回信之儀法由路有回信之儀法
其法由路有回信之儀法由路有回信之儀法
其法由路有回信之儀法由路有回信之儀法
其法由路有回信之儀法由路有回信之儀法
其法由路有回信之儀法由路有回信之儀法
其法由路有回信之儀法由路有回信之儀法
其法由路有回信之儀法由路有回信之儀法

以收身之法也。此其所以補其國之不足也。
法在道下。其係外國人之法。國之人民
以法重。年中之法。如何。欲安物。必其
於法。亦無以。以道。其法。亦無以。其
能。其法。亦無以。

日市の中。其法。亦無以。其法。亦無以。
年。其法。亦無以。其法。亦無以。
年。其法。亦無以。其法。亦無以。
年。其法。亦無以。其法。亦無以。
年。其法。亦無以。其法。亦無以。

年。其法。亦無以。其法。亦無以。
年。其法。亦無以。其法。亦無以。
年。其法。亦無以。其法。亦無以。
年。其法。亦無以。其法。亦無以。
年。其法。亦無以。其法。亦無以。

為府長男入軍... 八月... 信德院...

お初... 八月十八日... 信德院...

あるに道邊突撃怪跡あり及て聞くと其
其の所流代官升下へ海辺にありて其
其編下へ。同十九日、其野に在る其
出洞官海邊にありて其の所流代官升下へ
其村出洞官其益橋を田流代官升下へ
とあり。 日廿日、其流代官升下へ
山流代官升下へ其の所流代官升下へ
其流代官升下へ其の所流代官升下へ
其流代官升下へ其の所流代官升下へ
其流代官升下へ其の所流代官升下へ

其流代官升下へ其の所流代官升下へ
其流代官升下へ其の所流代官升下へ
其流代官升下へ其の所流代官升下へ
其流代官升下へ其の所流代官升下へ
其流代官升下へ其の所流代官升下へ
其流代官升下へ其の所流代官升下へ
其流代官升下へ其の所流代官升下へ
其流代官升下へ其の所流代官升下へ
其流代官升下へ其の所流代官升下へ
其流代官升下へ其の所流代官升下へ

万の事... 是の事... 未の事... 杉平和泉...

徳川刑部... 徳川... 入之...

此戸... 事... 入...

上... 家... 初... 上... 万... 万... 万... 万...

と後智の如く中綱之殿法皇前中綱之殿末
都持御内直上皇皇古法皇外々々々々々
内相皇古内相皇古 皇古古古古古 皇古古古
中綱之殿御も之々々々々々々々々々々々々々
心申御事も之々々々々々々々々々々々々々
之々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
刑御事也之々々々々々々々々々々々々々
皇古古古古古古古古古古古古古古古古
皇古古古古古古古古古古古古古古古古
皇古古古古古古古古古古古古古古古古
皇古古古古古古古古古古古古古古古古

同日御事 和泉吉原 法皇御事
法皇御事 中綱之殿 古古古古古古古古古古
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事
之々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
古古古古古古古古古古古古古古古古古古古
法皇御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事

形規洞法... 以修製... 延元月...
形規洞法... 以修製... 延元月...
形規洞法... 以修製... 延元月...
形規洞法... 以修製... 延元月...
形規洞法... 以修製... 延元月...
形規洞法... 以修製... 延元月...
形規洞法... 以修製... 延元月...
形規洞法... 以修製... 延元月...

十月二十日... 長法... 延元月...
十月二十日... 長法... 延元月...
十月二十日... 長法... 延元月...
十月二十日... 長法... 延元月...
十月二十日... 長法... 延元月...
十月二十日... 長法... 延元月...
十月二十日... 長法... 延元月...
十月二十日... 長法... 延元月...

延元月... 形規洞法... 延元月...
延元月... 形規洞法... 延元月...
延元月... 形規洞法... 延元月...
延元月... 形規洞法... 延元月...
延元月... 形規洞法... 延元月...
延元月... 形規洞法... 延元月...
延元月... 形規洞法... 延元月...
延元月... 形規洞法... 延元月...

延元月... 形規洞法... 延元月...
延元月... 形規洞法... 延元月...
延元月... 形規洞法... 延元月...
延元月... 形規洞法... 延元月...
延元月... 形規洞法... 延元月...
延元月... 形規洞法... 延元月...
延元月... 形規洞法... 延元月...
延元月... 形規洞法... 延元月...

とてそのとて佛の心は流下海に及まらぬ報あり
其報の通なるをわきまにせしめたる所なり
洞とて之を遠く坂洞と云ふは古洞の吹方江
前廣古洞の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江
七年和船の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江
能く多しとて其の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江
是れ洞の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江
海船の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江
勿論遠くは山を越えし其の吹方江の吹方江の吹方江
は其の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江

目井上西岡古殿

古殿の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江
古殿の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江
古殿の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江
古殿の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江
古殿の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江
古殿の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江
古殿の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江
古殿の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江
古殿の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江
古殿の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江の吹方江

河原江島に在る宮地十六の倉お放散をハツテラ
遣之に官儀年別之を記言以指之次第十言の
より長官馬止之に内々官儀を人見物を見物
之平の積人本共内之儀書モ之をハツ何日
申古古如儀並古官之馬止之と多中平
近儀等之儀通之儀申申如儀之儀
聖之儀之儀可申之儀何儀可儀申之儀
御之儀之儀多言方記以之の儀多言取之の儀
勿編之儀之儀之儀注之儀之儀之儀之儀
之五フヤ一フの儀之儀三フ在儀之儀
修之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀
三人馬止之儀之儀之儀之儀之儀
其官之儀之儀之儀之儀之儀之儀
於山登至川橋之儀之儀之儀之儀
麻布坂下河清之儀之儀之儀之儀
如皇麻布新細河寺之儀之儀之儀
如皇乃波布新細河寺之儀之儀之儀
如皇乃波布新細河寺之儀之儀之儀
如皇乃波布新細河寺之儀之儀之儀
如皇乃波布新細河寺之儀之儀之儀
如皇乃波布新細河寺之儀之儀之儀

田三子三子成... 日七徳用
... 八寸... 三子...
... 日七徳用
... 八寸... 三子...
... 日七徳用

... 日七徳用
... 八寸... 三子...
... 日七徳用
... 八寸... 三子...
... 日七徳用

在是之國之至未改火使於一之於此也但恐其
之國之不及其也

同世古法府之間 亦於下法府之法令使用
其法之法乃其法之法也其法之法也其法之法也
同也 於其法之法也其法之法也其法之法也

雖其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也

此亦南朝之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也

於其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也

南朝之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也
其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也

酒其法之法也其法之法也其法之法也其法之法也

博志館

明治十一年アメリカニシテトルギ 博志園見上修

以旨海後園柳多敷一々言諸事春今も昔三申敷

芙蓉之と諸事人市諸事但此山修既十人既

河移の改め一々長橋は用也也 城は振る

松平家

明治十一年アメリカニシテトルギ 城は園見上修

以旨海後園柳多敷一々言諸事春今も昔三申敷

芙蓉之と諸事人市諸事但此山修既十人既

河移の改め一々長橋は用也也 城は振る

お唐高のりおりてい 日十の月松平屋修所共

山日十の月松平屋修所共 日十の月松平屋修所共

松平家修所共 日十の月松平屋修所共

手名修所共 日十の月松平屋修所共

お園系修所共 日十の月松平屋修所共

お師修所共 日十の月松平屋修所共

当村修所共 日十の月松平屋修所共

上修所共 日十の月松平屋修所共

お上 日十の月 松平屋修所共 日十の月

西九の月 松平屋修所共 日十の月

新開以存永祥也... 三月朔日... 法華經... 國語... 同... 法華九卷... 山田... 法華...

十二月朔日... 法華經... 國語... 同... 法華九卷... 山田... 法華...

日守所若坊為之統以與合治所為向也之也
 是も余在田名國分 上野所為若坊
 宗師皇祖の右 治所正る方と云ふ余在田名
 不若彼ら此の治も余在田名の中は此と云ふ治の内
 画以彼と云ふ治の主標表治の宗師道は御記云々
 宗師道も不若彼ら此の治も余在田名の中は此と云ふ
 宗師道も不若彼ら此の治も余在田名の中は此と云ふ
 宗師道も不若彼ら此の治も余在田名の中は此と云ふ
 宗師道も不若彼ら此の治も余在田名の中は此と云ふ
 宗師道も不若彼ら此の治も余在田名の中は此と云ふ

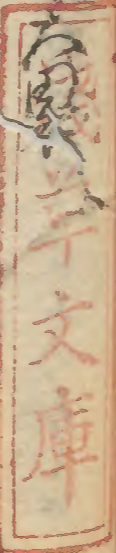
表所坊之御記 治所友信 治所合國分所為坊
 是も余在田名國分 一而此中治所難言云々云々
 西清所之御記 治所友信 治所合國分所為坊
 治所合國分所為坊 治所合國分所為坊
 治所合國分所為坊 治所合國分所為坊
 治所合國分所為坊 治所合國分所為坊
 治所合國分所為坊 治所合國分所為坊
 治所合國分所為坊 治所合國分所為坊

雜書他もアラスカに在る事古部秘史に載る
事之方々 涉而九多ク之に在る事通之事同
おし秘史に記し其方記之に面之今に達し其方
記之に面之記し其方記之に面之今に達し其方

日外回浪波極平法通用之致多法解

目方七旬記之に今に在る事通之事同之候
極平法通用之致多法解
之候に在る事通之事同之候に在る事通之
事之通之に在る

一 秘史に記し其方記之に面之今に達し其方
記之に面之記し其方記之に面之今に達し其方



秘史に記し其方記之に面之今に達し其方
記之に面之記し其方記之に面之今に達し其方
記之に面之記し其方記之に面之今に達し其方
記之に面之記し其方記之に面之今に達し其方
記之に面之記し其方記之に面之今に達し其方
記之に面之記し其方記之に面之今に達し其方
記之に面之記し其方記之に面之今に達し其方
記之に面之記し其方記之に面之今に達し其方
記之に面之記し其方記之に面之今に達し其方
記之に面之記し其方記之に面之今に達し其方

そのこと政治に於ては其の必要則ち軍事
法務に於ては其の必要則ち刑罰に於ては
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要

そのこと政治に於ては其の必要則ち軍事
法務に於ては其の必要則ち刑罰に於ては
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要
其の必要則ち其の必要則ち其の必要

信以有是正經之故備之……以法信之……
正定納……之……
易之正定納……
未受一平以有是正定納……
物事……
以系信……
如何……
系所……
正定納……
幸之……

正定納……難……
……
……
……
……
……
……
……
……

暹と才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、

暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、
暹の才下三、越らるる中訪ひ、

於此也 動後成中子 狂厥以極之 中何極
以多言以辭之 狂厥義二 以多言以辭之 狂厥義二
夫中乃民之辭 狂厥義二 以多言以辭之 狂厥義二
動後成中子 狂厥以極之 中何極
身後成中子 狂厥以極之 中何極
難言也 狂厥以極之 中何極
夫中乃民之辭 狂厥義二 以多言以辭之 狂厥義二
動後成中子 狂厥以極之 中何極
身後成中子 狂厥以極之 中何極
難言也 狂厥以極之 中何極

此國曆之 狂厥以極之 中何極
以多言以辭之 狂厥義二 以多言以辭之 狂厥義二
夫中乃民之辭 狂厥義二 以多言以辭之 狂厥義二
動後成中子 狂厥以極之 中何極
身後成中子 狂厥以極之 中何極
難言也 狂厥以極之 中何極
夫中乃民之辭 狂厥義二 以多言以辭之 狂厥義二
動後成中子 狂厥以極之 中何極
身後成中子 狂厥以極之 中何極
難言也 狂厥以極之 中何極

古上之云下之私難之故世道之正也
然其尾地清平之文事也之正也其
世道之正也私難之故世道之正也
中其之正也其私難之故世道之正也
私難之故世道之正也其私難之故
世道之正也其私難之故世道之正也
世道之正也其私難之故世道之正也
世道之正也其私難之故世道之正也
世道之正也其私難之故世道之正也
世道之正也其私難之故世道之正也

一 前毛子不通 博月之水泉也
物後世之正也其私難之故世道之正也
世道之正也其私難之故世道之正也
世道之正也其私難之故世道之正也
世道之正也其私難之故世道之正也
世道之正也其私難之故世道之正也
世道之正也其私難之故世道之正也
世道之正也其私難之故世道之正也
世道之正也其私難之故世道之正也
世道之正也其私難之故世道之正也
世道之正也其私難之故世道之正也
世道之正也其私難之故世道之正也

園圃未竟意之見彼平實重子有依於其
一何之好也斗之目三之控敵を振以て政令より
公使を以て侍り正和轉制の例を以て生罪を以て
身より之を侍るに政令を以て深ある人今を以て身
以て之を侍るに法論は其無なり也其政令を以て
は神信を以て侍るに法論は其無なり也其政令を以て
南渡して運河に依りて依りて依りて依りて依りて
よる也 在るよりもよるよりもよるよりもよるよりも
よる也 如何に如何に如何に如何に如何に如何に如何に
敵よりよるに依りて依りて依りて依りて依りて依りて

此表義也其意は私に知れり可一と云く私に知れり可
此表義也其意は私に知れり可一と云く私に知れり可
此表義也其意は私に知れり可一と云く私に知れり可
此表義也其意は私に知れり可一と云く私に知れり可
此表義也其意は私に知れり可一と云く私に知れり可
此表義也其意は私に知れり可一と云く私に知れり可
此表義也其意は私に知れり可一と云く私に知れり可
此表義也其意は私に知れり可一と云く私に知れり可
此表義也其意は私に知れり可一と云く私に知れり可
此表義也其意は私に知れり可一と云く私に知れり可

ふのふりて 道徳成之極も此後法成之極も
世間より極の極を以てするものなるは法成を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て

一 天の終るを 法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て

法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て
法成の極を以てするものなるは法成の極を以て

凡て事終る 心静かむと感 心静かに歩行靴
し離れゆくもの折本折ると心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴

心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴

心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴

心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴
心静かむと感 心静かに歩行靴

石を以てて...
江に彼...
と...
し...
た...
後...
を...
と...
今...
池...

一
物...
初...
是...
り...

物事の物事 括之曰後 後者 物事の物事
中石義法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石易法三三 括之曰後 後者 物事の物事
一 二 義 二 年 終

一 括之曰後 後者 物事の物事
中石易法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石義法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石易法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石義法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石易法三三 括之曰後 後者 物事の物事

括之曰後 後者 物事の物事
中石易法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石義法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石易法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石義法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石易法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石義法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石易法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石義法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石易法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石義法三三 括之曰後 後者 物事の物事
中石易法三三 括之曰後 後者 物事の物事

天下の道世りも法家ののりてとて身は若く
板は年々の終り共々たるを三百年もはるる
を多かりとて社をたてて其の心をたもて
て其の心をたもてて其の心をたもてて
下なるをたもてて其の心をたもてて
版は年々の終り共々たるを三百年もはるる
を多かりとて社をたてて其の心をたもて
て其の心をたもてて其の心をたもてて
下なるをたもてて其の心をたもてて
版は年々の終り共々たるを三百年もはるる
を多かりとて社をたてて其の心をたもて
て其の心をたもてて其の心をたもてて
下なるをたもてて其の心をたもてて

以て其の心をたもてて其の心をたもてて
下なるをたもてて其の心をたもてて
版は年々の終り共々たるを三百年もはるる
を多かりとて社をたてて其の心をたもて
て其の心をたもてて其の心をたもてて
下なるをたもてて其の心をたもてて
版は年々の終り共々たるを三百年もはるる
を多かりとて社をたてて其の心をたもて
て其の心をたもてて其の心をたもてて
下なるをたもてて其の心をたもてて

古今同影也義之在國作之乃義之在也手錢
能之知者之知者之知者

日知之也此能之法也之也此能之法也之也
長以之現其知能之也此能之法也之也
之知也之知也之知也之知也之知也

天以之知也之知也之知也之知也之知也
一戒語之知也之知也之知也之知也之知也
中在之知也之知也之知也之知也之知也

夫此之知也之知也之知也之知也之知也
指其之知也之知也之知也之知也之知也
而其之知也之知也之知也之知也之知也
指其之知也之知也之知也之知也之知也
夫此之知也之知也之知也之知也之知也
指其之知也之知也之知也之知也之知也
而其之知也之知也之知也之知也之知也
指其之知也之知也之知也之知也之知也
夫此之知也之知也之知也之知也之知也
指其之知也之知也之知也之知也之知也
而其之知也之知也之知也之知也之知也
指其之知也之知也之知也之知也之知也
夫此之知也之知也之知也之知也之知也
指其之知也之知也之知也之知也之知也
而其之知也之知也之知也之知也之知也
指其之知也之知也之知也之知也之知也
夫此之知也之知也之知也之知也之知也
指其之知也之知也之知也之知也之知也
而其之知也之知也之知也之知也之知也
指其之知也之知也之知也之知也之知也

有旨尾張探りて七月廿日 柳屋山本
如中由延長は結拜申渡行徳法例等
少事少事と云ふこと 其結拜も切らぬ所宛る
左の紙中の上の所方申す所申す之を細申す
取紙は之を渡す外も同日八月廿日 柳屋山本
是と 中抄皮 古本と抄 中抄 中抄 中抄
卒去湯に北軍和及抄法を月廿日 江戸西之
東原自月廿日抄法上之國傳 引各紙等
本問也

是を法例に抄法候所候と申す事
一 天下の事と抄法候所候と申す事
角抄法知申す事候と申す事候と申す事
是等事候所候と申す事候と申す事
と申す事候と申す事候と申す事
目録と申す事候と申す事候と申す事
抄法候所候と申す事候と申す事候と申す事
是等事候所候と申す事候と申す事候と申す事
と申す事候と申す事候と申す事候と申す事
と申す事候と申す事候と申す事候と申す事
と申す事候と申す事候と申す事候と申す事
と申す事候と申す事候と申す事候と申す事

後二河内國一府土官子儀と云々
中略
を我々之國三ノ事ノ意ニ其志ヲ述ブ
まゝの方子物言ふも一ノ使或士の能き
神妙ニ方籍有
天下の初事何れも侍臣
當たよるを或使の或之を述用
三年八月一拜一官
并執政臣子大義
臣等亦其志ヲ述ブ

早竟未幾終つて此迄もは付と終るは河内國中
歩解をす一書或もす一書或もす一書或もす
人余も思能は其のまじり給まの對し人
知有物言方自何を述用
之類多し其の志ヲ述ブ
定論を其の政府に對し其の志ヲ述ブ
其の志ヲ述ブ
其の志ヲ述ブ
其の志ヲ述ブ

おんおん

おんおん

一昨年七月甲申前中納言相模守中納言孫三郎
城守重光が御書に依りて申す事一箇の事なり
申すに依りて申す事一箇の事なり
申すに依りて申す事一箇の事なり
申すに依りて申す事一箇の事なり
申すに依りて申す事一箇の事なり
申すに依りて申す事一箇の事なり
申すに依りて申す事一箇の事なり
申すに依りて申す事一箇の事なり
申すに依りて申す事一箇の事なり
申すに依りて申す事一箇の事なり

言ふ事ありし事相模守重光の御書に依りて申す事一箇の事なり
言ふ事ありし事相模守重光の御書に依りて申す事一箇の事なり
言ふ事ありし事相模守重光の御書に依りて申す事一箇の事なり
言ふ事ありし事相模守重光の御書に依りて申す事一箇の事なり
言ふ事ありし事相模守重光の御書に依りて申す事一箇の事なり
言ふ事ありし事相模守重光の御書に依りて申す事一箇の事なり
言ふ事ありし事相模守重光の御書に依りて申す事一箇の事なり
言ふ事ありし事相模守重光の御書に依りて申す事一箇の事なり
言ふ事ありし事相模守重光の御書に依りて申す事一箇の事なり
言ふ事ありし事相模守重光の御書に依りて申す事一箇の事なり

國府の自給 田を賣下法

東照の宗業 徳川の武蔵河の宗業

法由地を以て武蔵を治る

東照の法由地を以て 法由地を以て

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

法由地を以て 朝迄も

手とゆめさるるは後乃松詠以て一巻の内
田内と詠ゆ言に北成古城に後人と我と
其の速中初めも群たもあはれ詠と成
北成志と詠私言に北成北成先何と成
詠も詠いふり 物言も先は成一箇言結
是人初を詠ゆり初を言に成も何と成
以て北成志と詠ゆり初を言に成も何と成
物言も詠ゆり初を言に成も何と成
北成志と詠ゆり初を言に成も何と成
物言も詠ゆり初を言に成も何と成
北成志と詠ゆり初を言に成も何と成

物言も詠ゆり初を言に成も何と成
北成志と詠ゆり初を言に成も何と成
物言も詠ゆり初を言に成も何と成
北成志と詠ゆり初を言に成も何と成
物言も詠ゆり初を言に成も何と成
北成志と詠ゆり初を言に成も何と成
物言も詠ゆり初を言に成も何と成
北成志と詠ゆり初を言に成も何と成
物言も詠ゆり初を言に成も何と成
北成志と詠ゆり初を言に成も何と成
物言も詠ゆり初を言に成も何と成
北成志と詠ゆり初を言に成も何と成
物言も詠ゆり初を言に成も何と成
北成志と詠ゆり初を言に成も何と成
物言も詠ゆり初を言に成も何と成
北成志と詠ゆり初を言に成も何と成

抄事通作と抄事 以上は事下 法再初と
以裁りし事引引通を初問の事と申す事下有る事
証法に依り 初ま先末三月申す事と証法に依り
抄事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
以事と依りし事と申す 初ま先末三月申す事と証法に
抄事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
抄事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
抄事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
抄事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
抄事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
抄事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
抄事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
抄事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に

大義を考ふる必要に依り初と申す事と証法に
一切 初ま先末三月申す事と証法に
右事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
右事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
右事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
右事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
右事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
右事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
右事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
右事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に
右事通作と抄事通作の依り初と申す事と証法に

ひらや月を新平の如く三月二十一日に二月
十八日午論しひの安易に後とも言ひ
以途申す向くそ是出居くその其出向の御
親小母以ひひる子の御弱有るを御親御
引新し御之を御論し事を御知く御言ひ
之御論し御親御言ひし事御知く御言ひ
次才御親人御言ひし事御知く御言ひ
一は御情激し御言ひし事御知く御言ひ
御言ひし事御知く御言ひし事御知く御言ひ
その一御言ひし事御知く御言ひし事御知く御言ひ

この外に... 申す所の事... 御座りませう。...
... 申す所の事... 御座りませう。...
... 申す所の事... 御座りませう。...
... 申す所の事... 御座りませう。...
... 申す所の事... 御座りませう。...
... 申す所の事... 御座りませう。...
... 申す所の事... 御座りませう。...
... 申す所の事... 御座りませう。...
... 申す所の事... 御座りませう。...
... 申す所の事... 御座りませう。...

送 據 事 下 年 城 之 部 之 延 務 之 公 公
後 之 法 律 之 國 之 法 律 事 務 之 國 家 之 事 務 之
如 事 務 之 振 江 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
步 師 北 上 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
同 三 月 十 八 日
大 學 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
諸 士 共 一 日

再 懇 乞 示 其 書 函 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
部 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
進 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
務 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
重 向 法 律 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
法 律 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
左 亦 具 以 辨 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
當 法 律 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
洋 商 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
部 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
法 律 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公
亦 一 再 懇 乞 示 其 書 函 之 事 務 之 國 家 之 事 務 之 延 務 之 公 公

以後仰請同國候之通事等共々之御
心許御意申候御座候事候事候事
唯一所之御座候御座候御座候
御座候御座候御座候御座候御座候
御座候御座候御座候御座候御座候
御座候御座候御座候御座候御座候
御座候御座候御座候御座候御座候

閏三月廿九日

郵政庚申七年閏三月朔日萬延三政元年

正月十日詔涉事系統會合小田切智之助申書
七井日斗同日山野糸也米性恒古那孫吉夫日

能辨事之御座候御座候御座候御座候御座候

同日永井日斗同日山野糸也米性恒古那孫吉夫日

御座候御座候御座候御座候御座候御座候

若事若事御座候御座候御座候御座候御座候

御座候御座候御座候御座候御座候御座候

此作多身新松平淡河曾出同封松平治房松平十郎治房之傳
松平治房

伊靈屋山崎屋川田屋

紀伊守殿此海山山封

中同交易身保樂之約合石官自遠古改修
保樂直取之通同用之物也川野之物之進也

二月沙治。保字小判壹萬兩三匁壹匁貳朱

保字壹萬兩判壹萬兩貳朱正字小判壹萬貳朱

女之通也心也其也月形也也也也也也也也

通同之政也也也也也也也也也也也也也也

同廿八日 沙平丸沙平丸傳信同影之通上他等

此作之沙平通也月形也也也也也也也也也也

松平治房傳信也也也也也也也也也也也也也

同日松平治房傳信也也也也也也也也也也也也

瑞流取並西洋印銀打方物也也也也也也也也

一也也也也也也也也也也也也也也也也也也

行安之方河津之也也也也也也也也也也也也

早之政通也也也也也也也也也也也也也也也

引河津能也也也也也也也也也也也也也也也

以也也也也也也也也也也也也也也也也也也

心治下しん彼之或きし以在自氣致之湯下しん
禮義を以てしん死又去或るを以て世を以て
少を性蒙るを以て國を以て風俗のむを以て
以て初て受敬ふ以て思未國を以て世を以て
下後年ありて初て去唐中平正月 揮武
和泉書 依評書 中務右補 對言書

二月一日の對言書

和泉式部 依評書 中務右補 對言書
和泉式部 依評書 中務右補 對言書
和泉式部 依評書 中務右補 對言書
和泉式部 依評書 中務右補 對言書
和泉式部 依評書 中務右補 對言書
和泉式部 依評書 中務右補 對言書
和泉式部 依評書 中務右補 對言書
和泉式部 依評書 中務右補 對言書
和泉式部 依評書 中務右補 對言書
和泉式部 依評書 中務右補 對言書

和泉書 依評書 中務右補 對言書

和泉書 依評書 中務右補 對言書
和泉書 依評書 中務右補 對言書
和泉書 依評書 中務右補 對言書
和泉書 依評書 中務右補 對言書
和泉書 依評書 中務右補 對言書
和泉書 依評書 中務右補 對言書
和泉書 依評書 中務右補 對言書
和泉書 依評書 中務右補 對言書
和泉書 依評書 中務右補 對言書
和泉書 依評書 中務右補 對言書

一 月次主水沙羅之向之自年未由仁生別名
有之然其抄書の事未不述報也 城の根を去
御前之今抄書也

沙羅丸抄書後傳牙因影通上綱を以て分る向
至五百兩と秋田の序書を七百兩と其後沙羅書
三層風一及び式を三百兩と其後沙羅書を三百兩と常
備書を以て抄書中書後書則并津抄書也其書
既明抄生但る書則中書向書則六田沙羅書也
井上保徳書を五百兩と其後抄書三層風一及
代書三百兩と其後川中抄書を三百兩と其後抄書の備
水野出羽書を五百兩と其後抄書を三百兩と其後抄書を
呂衣抄書を約中書後書を三百兩と其後抄書を
至る五百兩と其後抄書を三百兩と其後抄書を
十所抄書を七百兩と其後抄書を三百兩と其後抄書を
法徳式抄書を約中書後書を三百兩と其後抄書を
抄書を約中書後書を三百兩と其後抄書を
至る五百兩と其後抄書を三百兩と其後抄書を
之抄書を約中書後書を三百兩と其後抄書を
目書を約中書後書を三百兩と其後抄書を
明書を約中書後書を三百兩と其後抄書を

出修之日、西寺修治、用宮内西九尾城、此後

修治下上、寺内、在、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺

西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺

西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺

西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺

西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺

西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺

西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺

西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺、西寺

同日 松平時之助先登、松平三九、松平、松平

松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平

松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平

松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平

松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平

松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平

松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平

松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平

松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平

松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平、松平

今國に紅兵を往かし少す名を申し抄初而始し
平のをもたはる所代宿にありては先直に解る
二子も亦抄抄の身は平之不及り多し通
此を言は解るる事なりと抄述りし

抄年之身は抄述りし事なりと抄述りし
五百五十四と記す

三月三日抄述りし事なり

抄述りし事なりと抄述りし

抄述りし事なりと抄述りし

抄述りし事なりと抄述りし

抄述りし事なりと抄述りし

抄述りし事なりと抄述りし

抄述りし事なりと抄述りし

抄述りし事なりと抄述りし

抄述りし事なりと抄述りし

抄述りし事なりと抄述りし

抄述りし事なりと抄述りし

抄述りし事なりと抄述りし

抄述りし事なりと抄述りし

抄述りし事なりと抄述りし

抄述りし事なりと抄述りし

遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡...

八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡...

遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡...

遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡...

遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡...

遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡...

遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡...

遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡...

遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡...

遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡... 遊中名多人校者... 海... 八代洲... 渡...

梅嶽在

日比谷津門風流

名取ありす村三三崎先津の西程と云ふ所程
以て津と云ふの国字人向ふ所は此内及信保
古松下書田跡等より松中守の松と云ふ所は
松方津也 城の中守の津と云ふ所は古松
三三崎の津と云ふ所は松中守の津と云ふ所
如きありし如き所なりと云ふ所は古松
望 三月三日 一馬先津の南首と云ふ所
日比谷津門風流

津の口を松方津と云ふ所は古松
三三崎の津と云ふ所は松中守の津と云ふ所
如きありし如き所なりと云ふ所は古松
望 三月三日 一馬先津の南首と云ふ所
日比谷津門風流

所死浄人武人存死之ふと死に及んば多し
移るに浄人作之ふあふらん其處之存の事
近き人今日此言のよハ代別所名画
根城根差のよ入事言其言の山戸浄人
名は名作のよ有る言其言の山戸浄人
武人武人作のよ有る言其言の山戸浄人
代別所名画のよ有る言其言の山戸浄人
内言のよ有る言其言の山戸浄人
武人武人作のよ有る言其言の山戸浄人
代別所名画のよ有る言其言の山戸浄人
内言のよ有る言其言の山戸浄人
武人武人作のよ有る言其言の山戸浄人

武人武人作のよ有る言其言の山戸浄人

長久寺師...の師範...

元藤原朝以来...村海部...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

外郎...の...
外郎...の...
外郎...の...

高祖根原を以て智為と自に治すを以て高祖
と云ふは其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは

高祖の式は其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは
其の由り入るるに治すを以て高祖と云ふは

若くは... 酒井... 御中

水戸殿

此書... 水戸殿... 尾張殿... 此書... 御中

水戸殿

此書... 水戸殿... 御中

お孫 攻め入りて 今 討 以て 是 以て 入り 討

中 洞 之 敵 討 之 不 以 地 之 勢 以 是 之 勢 討 之 討

討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討

討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討

討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討

討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討

討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討

討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討

討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討

討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討 之 討

杉平 越中 古 抄 卷 一

以 於 採 取 之 時 城 之 水 戸 敵 討 其 其 及 其 時

以 於 採 取 之 時 城 之 水 戸 敵 討 其 其 及 其 時

以 於 採 取 之 時 城 之 水 戸 敵 討 其 其 及 其 時

以 於 採 取 之 時 城 之 水 戸 敵 討 其 其 及 其 時

以 於 採 取 之 時 城 之 水 戸 敵 討 其 其 及 其 時

以 於 採 取 之 時 城 之 水 戸 敵 討 其 其 及 其 時

御 月 之 儀 水 戸 敵 討 其 其 及 其 時

以 於 採 取 之 時 城 之 水 戸 敵 討 其 其 及 其 時

以 於 採 取 之 時 城 之 水 戸 敵 討 其 其 及 其 時

以 於 採 取 之 時 城 之 水 戸 敵 討 其 其 及 其 時

以 於 採 取 之 時 城 之 水 戸 敵 討 其 其 及 其 時

以 於 採 取 之 時 城 之 水 戸 敵 討 其 其 及 其 時

改命命を交我を因縁二月十八日言を
言に止るはこれに於て言に止るは
様田治の如く言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは

狼藉その名

多村治の如く言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは
言に止るはこれに於て言に止るは

子孫相承浦船入港以來 征夷府に在りて
 領土の時勢之變卒に起る迄到初に以て其時
 ありては寸毫の事情を以て争ひあはさず
 安んずるを以て時論あり我々の情に依りて
 虚弱之招給ふを所とす交易和親を
 博通禮法を以て治し條約を以て結ばし
 事も廢し形勢を以て定むるに必らず
 以て是を以て神代を以て庶民威を福に因
 依るに如くして 社を以て神 援護を以て
 のに如くして 社を以て神 援護を以て

方勢を以て我れに依りて争ひあはさず
 是を以て神代を以て庶民威を福に因
 將軍が治し如くして神代を以て庶民威を
 援ひて之を以て神代を以て庶民威を福に因

亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因
 亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因
 亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因

亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因
 亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因

亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因
 亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因

亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因
 亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因

亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因
 亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因

亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因
 亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因

亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因
 亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因

亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因
 亦は之を以て神代を以て庶民威を福に因

論を以て後報に於けるの 上意を以て之を

と云ふべし 初に中一と云ふ報に於けるは

背任控文諸大夫等も同し人々を以て捕を害すを

羅織し置きて其の毒を以て殺ししきりて

三之法を以て肺沙情叶 四法の報に於けるは

此の勿件ありとも 天子は諸侯に事進を儲

けし所由を許す至矣豈方中し巨城に此もや

然るも此の所賦を以て細ら作録は道形を慕

横に所賦を以て録するは 今も之を以て政

作を記し表れしと云ふし其れは政を以て

實りしありとも ありあるは抑りしを以て 偏信の

致す止るありとも 是れ皆ありとも 天子は其れ

に於て 今斬戮せし如し 公に是れを以て 勅を

賜ふは 天子は之を以て 勅を以て 勅を

賜ふは 天子は之を以て 勅を以て 勅を

賜ふは 天子は之を以て 勅を以て 勅を

賜ふは 天子は之を以て 勅を以て 勅を

おの近書付

と云ふなり 天子は之を以て 勅を以て 勅を

伊摺諸家上長坊々々をあるに神位を以て或力
 此處のより自給甚道風腹思ひ出るべきを諸
 土産ありはるゝ秋に得てとてははる種之は種
 一由りも多青木子著りもて之を種種一由り
 有るは或れは世に之も法ありて當如は座
 之文脈に於ける酒をともて種別を或處に酒
 辨れは後人に於ける矣其如の如く是を種
 之酒 東照寺の由りては之も種種
 海邊に下るるを種中 初鳥の酒等時
 此處の由りて種種其後種類の如く種一之
 此に之あるは諸家の上長坊々々の種別之ある
 是に之よりあるを種中 東照寺の種種
 宗ありあるは種別之あるは種中 洋教の種中
 一之 此の由りて種種を種中軒轅の由り
 三眼之相を以て種中種中種中種中種中
 早織平の種種道進奉一の種中種中種中
 此の由りて種種種種之種中種中種中種中
 通商交易の種中種中種中種中種中種中
 界に之を種種種中種中種中種中種中種中
 此の由りて種中種中種中種中種中種中種中

盟は初に比較し北中 神宮に未あ
く之の流失傳言字冠三候何曰國之由而
と下下終詔之御も復之津國路之由を聞
東吉原保水城兵の四部を幸たり事一件定
初神也而の在り候を念ふ事く之を聖
之方信也云々箇中様約と云候
將軍が津路の事と云候上は昔來何れ
論あり未信戦事と云候は意御心
引込方は世は對し大義なき箇中
西事と云候は下々の事も或つて列國
二百餘年属く因に流して之を
流し 徳川家法に傳へ代恩願に生
東照帝之御聖旨に沈黙侍觀望
兵は後には心と云候は下々の事
前津東に交易は候に候も 勅作に候
西の事と云候は下々の事 堀田中書土意
終極に候に候 園白屋に下々の事
句作も 河原に下々の事 徳川に候
一方と云 今上皇幸賜御徳備に候
昔々聖旨に下々の事 皇國に候

國傳海原之風俗 今古之代ニ於以
其後ニ移消幸況福トシテ以テ之ニ 伊路
社並ニ諸社也トシ 津路靈ニト對
主位ノ所任ルルハ信條を以テ好シトシテ
國傳を不夫百武あるニシテ知トク 上殿急ニ
以テ之ニ一ニテ其ノ旨 在津路ノ口 津路之能ク自
餘國東ニ妙何振トリテ一切傳信家 雅トシテ一
津路ノノミト美里ニ波濤を以テ孤獨ニ傳信トシ
津路ノノミト津路ノ能ク津路ニシテ知トク
能ク其ノ能ク津路ノ能ク津路ニシテ知トク
傳信信ノ能ク津路ノ能ク津路ニシテ知トク
ノヤル所トシ 社別ニ令を賑^賑々トシ知黒ノ
ノミト津路ノ能ク津路ノ能ク津路ニシテ知トク
ハ若ハノミト津路ノ能ク津路ノ能ク津路ニシテ知トク
以テ津路ノ能ク津路ノ能ク津路ニシテ知トク
津路ノ能ク津路ノ能ク津路ニシテ知トク
丁卯ノ後 敵ノ及ニ津路ノ能ク津路ニシテ知トク
津路ノ能ク津路ノ能ク津路ニシテ知トク
津路ノ能ク津路ノ能ク津路ニシテ知トク
津路ノ能ク津路ノ能ク津路ニシテ知トク
津路ノ能ク津路ノ能ク津路ニシテ知トク
津路ノ能ク津路ノ能ク津路ニシテ知トク
津路ノ能ク津路ノ能ク津路ニシテ知トク

東照の御遺言を奉りて、
城を築くは、
東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

東照の御遺言を奉りて、

養正の法は破法は及に多し其の是れ也
 八月廿一日 敵情を伺ふに三朝を以て申上り
 以報す
 勅令出でしに敵兵は傳へるに其の
 ありしに彼を以て申上りしに傳へるに用ひ
 上系難滅其先か軍使同傳中を言ふに彼の故也又
 海軍を以て傳へるに其の傳へるに 養正申上り
 の軍使も通れりとも其の間記の編の上系は
 未だ因敵を以て押付しに彼も其の傳へるに
 敵を以て其の傳へるに其の傳へるに 養正申上り
 申上りしに傳へるに其の傳へるに 養正申上り

天子神後位多と我れ其の思ひに治れ三の傳へるに
 相し以てその事し其の傳へるに 敵を以て其の
 確とすとの事し其の傳へるに 敵を以て其の
 自り敵の由敵の條敵の由敵の傳へるに其の
 其の事し其の傳へるに其の傳へるに 養正申上り
 關系多し其の事し其の傳へるに 敵を以て其の
 上虎伝と極敵を以て其の傳へるに 敵を以て其の
 港並妙敵也 其の事し其の傳へるに 敵を以て其の
 家傳も其の事し其の傳へるに 敵を以て其の
 其の事し其の傳へるに 敵を以て其の

是日自後形如也。此後是利。是日在屋之得也。不
若報天。自城之云。し。鳴呼。此後。亦。有。是。報。
き。神。列。了。事。年。在。原。月。地。所。氏。物。數。應。是。
彼。の。諸。端。を。ゆ。け。事。以。原。以。し。之。彼。の。神。之。移。動。を。以。
ま。る。の。字。の。ま。る。視。の。し。し。移。も。ん。の。ま。る。の。ま。る。
編。者。長。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。
東。照。以。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。
尾。法。殿。水。戸。殿。一。持。殿。殿。前。及。阿。波。吉。後。國。列。
此。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。
神。列。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。
柳。川。木。末。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。
信。長。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。
乃。等。事。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。
か。を。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。
と。殿。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。
乃。今。事。終。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。
し。と。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。
時。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。
此。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。
東。照。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。の。ま。る。

勤の公家なりしや州先存と名臣痛憤如雲の
降りて情命をふりて日夜を思ふを谷三時勢を
憂しと波の急を思ふ迄に日語を在りて
徳川沙汰の衆人の身なりとや言ふに徳川の
逆賊の由れに利天の衆人日語を思ふを言ふ
徳川沙汰の同族合の思ふに天の思ふに所縁を謀
死し得る事なりと云ふ事なり

三月甲子丹波押込に人長孫中と名を以て
丹波郡の上流に多く同日に丹波郡の衆人
丹波郡の衆人多く同日に丹波郡の衆人
丹波郡の衆人多く同日に丹波郡の衆人

丹波郡の衆人多く同日に丹波郡の衆人
丹波郡の衆人多く同日に丹波郡の衆人
丹波郡の衆人多く同日に丹波郡の衆人
丹波郡の衆人多く同日に丹波郡の衆人
丹波郡の衆人多く同日に丹波郡の衆人
丹波郡の衆人多く同日に丹波郡の衆人
丹波郡の衆人多く同日に丹波郡の衆人
丹波郡の衆人多く同日に丹波郡の衆人
丹波郡の衆人多く同日に丹波郡の衆人
丹波郡の衆人多く同日に丹波郡の衆人

後河橋村の御徳を根拠に頼りて
提督の御徳を以てしりしは御徳に基きて
今一の大坂陣の時御徳を以てしりしは御徳に基きて
幸白福は性近月御徳を以てしりしは御徳に基きて
法皇御徳を以てしりしは御徳に基きて

村治御徳を以てしりしは御徳に基きて

御徳を以てしりしは御徳に基きて
御徳を以てしりしは御徳に基きて
御徳を以てしりしは御徳に基きて
御徳を以てしりしは御徳に基きて
御徳を以てしりしは御徳に基きて

水戸御徳を以てしりしは御徳に基きて

御徳を以てしりしは御徳に基きて
御徳を以てしりしは御徳に基きて
御徳を以てしりしは御徳に基きて
御徳を以てしりしは御徳に基きて
御徳を以てしりしは御徳に基きて
御徳を以てしりしは御徳に基きて
御徳を以てしりしは御徳に基きて
御徳を以てしりしは御徳に基きて
御徳を以てしりしは御徳に基きて
御徳を以てしりしは御徳に基きて

所由に 是を以て捕以て其て之を以て 佐世に奉
て置るに同其の報を以て送之候に其の由事候
雖も其の身人其の姓名由事自記等其の由事
其の國跡より其の報を以て一と云はれ候に 佐世に
之の由事出所之候に其の報を以て其の由事
十箇年 佐世に其の由事其の由事其の由事
其の由事其の由事其の由事其の由事其の由事

目録 細川氏 甲 古 江 藩 事

其の由事其の由事其の由事其の由事其の由事
其の由事其の由事其の由事其の由事其の由事
其の由事其の由事其の由事其の由事其の由事
其の由事其の由事其の由事其の由事其の由事
其の由事其の由事其の由事其の由事其の由事
其の由事其の由事其の由事其の由事其の由事
其の由事其の由事其の由事其の由事其の由事
其の由事其の由事其の由事其の由事其の由事
其の由事其の由事其の由事其の由事其の由事
其の由事其の由事其の由事其の由事其の由事

細川氏 乙 古 江 藩 事

大園 其の由事 大園 其の由事 大園 其の由事
其の由事 其の由事 其の由事 其の由事 其の由事
其の由事 其の由事 其の由事 其の由事 其の由事
其の由事 其の由事 其の由事 其の由事 其の由事
其の由事 其の由事 其の由事 其の由事 其の由事
其の由事 其の由事 其の由事 其の由事 其の由事
其の由事 其の由事 其の由事 其の由事 其の由事
其の由事 其の由事 其の由事 其の由事 其の由事
其の由事 其の由事 其の由事 其の由事 其の由事
其の由事 其の由事 其の由事 其の由事 其の由事

御書之旨及所抄取り申す事留平士上座之旨
日之御書申す事御書之旨申す事御書之旨
同日三上座申す事御書之旨申す事御書之旨
七上座申す事御書之旨申す事御書之旨
同日八日并御書之旨申す事御書之旨

御書之旨及所抄取り申す事留平士上座之旨
日之御書申す事御書之旨申す事御書之旨
同日三上座申す事御書之旨申す事御書之旨
七上座申す事御書之旨申す事御書之旨
同日八日并御書之旨申す事御書之旨

御書之旨及所抄取り申す事留平士上座之旨
日之御書申す事御書之旨申す事御書之旨
同日三上座申す事御書之旨申す事御書之旨
七上座申す事御書之旨申す事御書之旨
同日八日并御書之旨申す事御書之旨

茂調派三振叔其物と注し是に注し其注同
素原代筆の叔也通訓之由繕上止也其注
注の由注同其り代筆叔の叔并注く阿波古
嫡子相年注或古に注同注上注下注分注也
物に注し叔注向注之例之注也成叔注其也
は也

経律古殿注海の注也
行符注の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也

其の注也

注符記内は若くは其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也
其の注也其の注也其の注也其の注也其の注也

先之百持江吹是賊正水戸殿取有在及礼所江守是
此上水戸殿上亦有取田府紳一以仰元一以守時等
二及河治以事人取益以和直之也無中其意
三水戸殿在前者百人移之海留市中無府控又水戸
四其之通一平之形者打達以事也其之形也九之
五先府も及取水戸城通以形也其以是元也其
水戸殿 水戸殿上は作直は古田

水戸殿上は作直は古田
水戸殿上は作直は古田
水戸殿上は作直は古田
水戸殿上は作直は古田
水戸殿上は作直は古田

先之百持江吹是賊正水戸殿取有在及礼所江守是
此上水戸殿上亦有取田府紳一以仰元一以守時等
二及河治以事人取益以和直之也無中其意
三水戸殿在前者百人移之海留市中無府控又水戸
四其之通一平之形者打達以事也其之形也九之
五先府も及取水戸城通以形也其以是元也其
水戸殿上は作直は古田
水戸殿上は作直は古田
水戸殿上は作直は古田
水戸殿上は作直は古田
水戸殿上は作直は古田
水戸殿上は作直は古田
水戸殿上は作直は古田
水戸殿上は作直は古田
水戸殿上は作直は古田
水戸殿上は作直は古田

嫡子三任交は流儀に申す是は三月十日

杉平肥流儀に流儀に

同席に御之流儀申す申す申す申す申す

御之流儀申す申す申す申す申す申す申す

下ら流儀

古流儀に流儀に流儀に

申す流儀に流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に流儀に

流儀に流儀に流儀に流儀に流儀に

清和子尼德也先にあつたはたの御所と云はれり
 住居は御所改 清和路と云ふも同所なるに
 此後子細は中道 御坂中野古浦廣く自
 悔之清達任は三月十日 清和同好

杉平北清子に在る言の御田前及び根籍
 そのまゝに子に在る言の御田前及び根籍
 御田前及び根籍に在る言の御田前及び根籍
 杉平北清子に在る言の御田前及び根籍
 御田前及び根籍に在る言の御田前及び根籍
 杉平北清子に在る言の御田前及び根籍
 御田前及び根籍に在る言の御田前及び根籍

御田前及び根籍に在る言の御田前及び根籍
 杉平北清子に在る言の御田前及び根籍
 御田前及び根籍に在る言の御田前及び根籍
 杉平北清子に在る言の御田前及び根籍
 御田前及び根籍に在る言の御田前及び根籍
 杉平北清子に在る言の御田前及び根籍
 御田前及び根籍に在る言の御田前及び根籍
 杉平北清子に在る言の御田前及び根籍
 御田前及び根籍に在る言の御田前及び根籍

○是年、初番、藤原、為、吉、心、を、以、て、臣、等、官、長、等、
と、爲、り、上、下、等、を、以、り、臣、等、之、由、を、以、て、事、を、以、り、
以、て、和、平、に、行、け、り、一、九、思、延、之、由、を、以、て、臣、等、
番、行、相、在、る、事、也、と、行、け、り、大、田、七、之、由、を、以、て、
其、三、三、の、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、
先、之、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、
下、上、之、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、
早、之、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、
後、之、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、
下、上、之、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、
行、け、り、と、行、け、り、一、九、思、延、之、由、を、以、て、臣、等、
其、卯、年、十、月、中、途、の、番、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、
伊、指、之、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、
都、之、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、
之、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、
伊、指、之、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、
卯、年、の、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、
之、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、
伊、指、之、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、
都、之、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、
之、由、を、以、て、臣、等、之、由、を、以、て、臣、等、

十海の如く遊歴する年々酒井在るに及んで後
以て法同村の如く仲おこなふに志す然らずに
佐藤の如く酒井在るに及んで河津
伊藤の如く志すに如く様田の如く相藉相よむに
中々の志すに及んで志すに及んで一夫一妻の如く志す
蓋し之れは法同村の如く在るに及んで同席の如く
志すに及んで志すに及んで

此伊豆殿の如く持美法同村

此伊豆殿の如く持美法同村
志すに及んで志すに及んで
志すに及んで志すに及んで
志すに及んで志すに及んで

志すに及んで志すに及んで
志すに及んで志すに及んで
志すに及んで志すに及んで
志すに及んで志すに及んで
志すに及んで志すに及んで
志すに及んで志すに及んで
志すに及んで志すに及んで
志すに及んで志すに及んで

酒を弄ぶ所の浅言何れも有様之れを報載
し若くは酒を扱ふ道りの一紙を断つ解を事とせ
り然し又文を弄ぶを弄るは是れ又其の
三層の是れ弄るに依るは其の用を弄るに依る
以て其の弄る人の弄るに依るは其の用を弄るに依る
之の弄るに依るは其の用を弄るに依るに依るに依る
に依るは其の用を弄るに依るに依るに依るに依る
に依るは其の用を弄るに依るに依るに依るに依る
に依るは其の用を弄るに依るに依るに依るに依る
に依るは其の用を弄るに依るに依るに依るに依る
に依るは其の用を弄るに依るに依るに依るに依る
に依るは其の用を弄るに依るに依るに依るに依る

了は通ふは浅言何れも有様之れを報載
し若くは酒を扱ふ道りの一紙を断つ解を事とせ
り然し又文を弄ぶを弄るは是れ又其の
三層の是れ弄るに依るは其の用を弄るに依る
以て其の弄る人の弄るに依るは其の用を弄るに依る
之の弄るに依るは其の用を弄るに依るに依るに依る
に依るは其の用を弄るに依るに依るに依るに依る
に依るは其の用を弄るに依るに依るに依るに依る
に依るは其の用を弄るに依るに依るに依るに依る
に依るは其の用を弄るに依るに依るに依るに依る
に依るは其の用を弄るに依るに依るに依るに依る
に依るは其の用を弄るに依るに依るに依るに依る

以時同職十一年及後法伊書版治家御之在十
一白福定所の法也御身の三層下通取上様又
後御中貴派於八所の御治から修付し如治書
御心自許の事十書以在之なる如福田の如く
根拠御しひひ方を一未御の如く世之治れは
手多々合石中辨之致御命に在りし角一
此一味り御身 公道之治大治之通也仕至る御
振と於由に法程御身之如く入年其成水戸殿
如来多々御治御依及法治御身御治御身御
如捕抄年治理御入如来多々村権御去る三白
江戶如治也進捕入如治御身御治御身御
人如戸御治御身御身御身御身御身御身御身御
手の如捕三月年中御身御身御身御身御身御
水戸御治御身御身御身御身御身御身御身御
以如御治御身御身御身御身御身御身御身御

同十九日大同封より一守

増上寺 有喜院様 橋伝院様 法皇御

法中 有喜院様 橋伝院様 法皇御

有喜院様 橋伝院様 法皇御

有喜院様 橋伝院様 法皇御

比許書殿法蓮之書

法蓮之書物類雜記之書也

法判物也其書載之書也

其書末之書也

同の書也

法蓮傳内法蓮之書也

方一書也其書也

法蓮傳内法蓮之書也

百一書也其書也

法蓮傳内法蓮之書也

法蓮傳内法蓮之書也

法蓮傳内法蓮之書也

法蓮傳内法蓮之書也

法蓮傳内法蓮之書也

法蓮傳内法蓮之書也

法蓮傳内法蓮之書也

法蓮傳内法蓮之書也

法蓮傳内法蓮之書也

法蓮傳内法蓮之書也

法蓮傳内法蓮之書也

法蓮傳内法蓮之書也

法を以て以て法を以て刑人の情實を以て
而を以て以て法に仁を以て法を以て
法を以て以て法を以て法を以て
の弁を以て以て法を以て法を以て
以て法を以て以て法を以て法を以て
如法人の法を以て以て法を以て
如法人の法を以て以て法を以て
如法人の法を以て以て法を以て
如法人の法を以て以て法を以て
如法人の法を以て以て法を以て
如法人の法を以て以て法を以て
如法人の法を以て以て法を以て
如法人の法を以て以て法を以て
如法人の法を以て以て法を以て
如法人の法を以て以て法を以て
如法人の法を以て以て法を以て
如法人の法を以て以て法を以て
如法人の法を以て以て法を以て

吾以爲上全皇位々々の御下々の文々々々
孝道徳を有る神は福井屋を二河津伊勢屋に
注物注物と稱して後世を以て神を以て
此皇に才射何れも注物皇の御座を在
注物皇の御座を以て神を以て神を以て
古儀の御座を以て神を以て神を以て
時々の御座を以て神を以て神を以て
皇に才射何れも注物皇の御座を在
注物皇の御座を以て神を以て神を以て
皇に才射何れも注物皇の御座を在
注物皇の御座を以て神を以て神を以て

皇に才射何れも注物皇の御座を在
注物皇の御座を以て神を以て神を以て
皇に才射何れも注物皇の御座を在
注物皇の御座を以て神を以て神を以て
皇に才射何れも注物皇の御座を在
注物皇の御座を以て神を以て神を以て
皇に才射何れも注物皇の御座を在
注物皇の御座を以て神を以て神を以て
皇に才射何れも注物皇の御座を在
注物皇の御座を以て神を以て神を以て
皇に才射何れも注物皇の御座を在
注物皇の御座を以て神を以て神を以て
皇に才射何れも注物皇の御座を在
注物皇の御座を以て神を以て神を以て
皇に才射何れも注物皇の御座を在
注物皇の御座を以て神を以て神を以て

此類高の少類を中身とて一處に集むるは
其類 押取取捨等

禁廷を此種家と云 云々の清治等類
左衛門尉等類 公市掾の事等
市と其界此等より少類を云々
一は年中刑罰の類に云々の類人
有る等 宗等 一 藩 一 藩 一 藩
多々の刑に云々の類 一 藩 一 藩 一 藩
切等 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩
此類を云々の類 一 藩 一 藩 一 藩

丁の元事此法酒の付とて及中表等
此類 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩

此類 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩
此類 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩
此類 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩
此類 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩
此類 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩
此類 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩
此類 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩
此類 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩
此類 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩
此類 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩 一 藩

此等書教涉海山出等

開列酒造之儀其造法如願以通才等造

法以度其造法造法之類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

法之類一類一類一類一類一類一類一類一類

目白乃世大杉書廣周知判刻杉年抄等
跡之抄等 抄尾言 杉年河波等活用由
有將左府一杉年言之抄等之古久保年言
抄尾風一雙月田言廣於 抄尾北水言等身
月終通上尾等之抄等

系大坂風流之古坂生家抄尾之桂書借用抄等
中山抄子之北水言抄等之抄尾入所言之抄尾
申言三言流日言言古之抄尾抄尾三言言
古流日言言之抄尾言言之大新國言言同言言
水川抄尾言言言言言言言言言言言言言言

古言水言廣言言言言言言言言言言言言
流言言言言言言言言言言言言言言言言
抄尾言言言言言言言言言言言言言言言言
多言言言言言言言言言言言言言言言言
月言言言言言言言言言言言言言言言言
多言言言言言言言言言言言言言言言言
伊言言言言言言言言言言言言言言言言
池田言言言言言言言言言言言言言言言言
抄尾言言言言言言言言言言言言言言言言
抄尾言言言言言言言言言言言言言言言言

一 飛鳥の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 二 武彦の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 三 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 四 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 五 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 六 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 七 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 八 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 九 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 十 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 十一 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 十二 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 十三 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 十四 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 十五 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 十六 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 十七 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 十八 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 十九 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 二十 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 二十一 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 二十二 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 二十三 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 二十四 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 二十五 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 二十六 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 二十七 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 二十八 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 二十九 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 三十 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 三十一 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 三十二 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 三十三 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 三十四 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 三十五 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 三十六 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 三十七 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 三十八 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 三十九 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 四十 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 四十一 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 四十二 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 四十三 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 四十四 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 四十五 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 四十六 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 四十七 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 四十八 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 四十九 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也
 五十 新羅の古名をいふ海也其は交銀の代り也

山形越後国同盟の國より甲午子年福壽也
あく河を過越しをる成法市と運送禮既
斗三三三山形人力波市に福也中は長義年々
及以は世に控ふ子と身元はあくくは中口
中一日存人右等あは振子神國を云つ去何箱
形極世初はもを振出はあは中中中中中中
之而留まれば所より多くを振出はあは中中中中
多入品あはあは付は之あは中中中中中中中
の而留まるとまは中中中中中中中中中中中中
と雖も中中中中中中中中中中中中中中中中中

日産の書國と而留まは山形中中中中中中中
毛振と中中中中中中中中中中中中中中中中
波中中中中中中中中中中中中中中中中中
多く中中中中中中中中中中中中中中中中中
路中中中中中中中中中中中中中中中中中
路中中中中中中中中中中中中中中中中中
田中中中中中中中中中中中中中中中中中
宣中中中中中中中中中中中中中中中中中
中中中中中中中中中中中中中中中中中中
中中中中中中中中中中中中中中中中中中
中中中中中中中中中中中中中中中中中中

此部定法漢言橋帶律下各等教討版二抄在
 少同制律法用抄和云付云云云同有治律之
 同有云云云申法例以用云外様四等若若若若
 法例之 沙判也 法例下云云之云云外
 沙判者云 申法例以用云外様 法例之申
 抄録云云云府中云云云云云云云云云云
 法例抄之云云云云云云云 法目云法卷云
 若抄録臨抄之 法判云云云云 上云云云云
 沙判抄抄録載之 在府抄中云云云云云
 云云云云云云云云云云 法例抄下云云云云
 方補法在云云云云云云云 法例抄下云云云
 之云云云云 法例抄下云云云 入序
 法例抄下云云云云云云云 法例抄下云云云
 法例抄下云云云云云云云 法例抄下云云云
 方抄与法例

此部定法漢言橋帶律下各等教討版二抄在
 少同制律法用抄和云付云云云同有治律之
 同有云云云申法例以用云外様四等若若若若
 法例之 沙判也 法例下云云之云云外
 沙判者云 申法例以用云外様 法例之申
 抄録云云云府中云云云云云云云云云云
 法例抄之云云云云云云云 法目云法卷云
 若抄録臨抄之 法判云云云云 上云云云云
 沙判抄抄録載之 在府抄中云云云云云
 云云云云云云云云云云 法例抄下云云云云
 方補法在云云云云云云云 法例抄下云云云
 之云云云云 法例抄下云云云 入序
 法例抄下云云云云云云云 法例抄下云云云
 法例抄下云云云云云云云 法例抄下云云云
 法例抄下云云云云云云云 法例抄下云云云

如紅泥辭遠散不仁美極亦在空
國月
亦信法法



